

イメージアップ



渡部 勝衛

街を歩いていると、洒落たロゴマークやシンボルマークの看板類が多いのに気が付きます。近年、企業では産業構造の変化に伴い業態も多角化し社名変更を行う企業が多く、知名度の高い企業が思い切ったイメージアップをしています。

このように企業を変革させるCI（コーポレート・アイデンティティ）をかなりの企業が真剣に取り組んでいると新聞は報じています。CIの定義は一般に「企業イメージの統一」とされています。これには前述の社名変更やマークのほか企業の存在意義の認識、企業理念や意識変革も含まれているようです。CIの用語は今でこそ一般的になりましたが、三々四々以前までは特に企業と縁のない人には知られていませんでした。

翻って、CIの発想で私達の職場を考えたときにCIから学ぶことは多いと思

います。私達の仕事を社会一般の人にも的確にその存在意義を認識していただくことが望ましいことはいまでもありません。当機構は名称も長く「RETIO」では一般には何のことかイメージ的にもわかりにくいようです。業務では「紛争処理、事例研究等」を扱っているという説明よりも「宅建試験」というと大体わかってくれます。やはり宅建試験のイメージの影響が大きいと思われ、情報量の差ではないかとみています。

このように、私達の職場あるいは業務をイメージを通して理解をいただくということは大変な努力が伴うということがわかります。これは、やはり不断のPRが大切ではないかと思っています。特に新聞のように活字を媒体としたPRによってイメージを植えつけることの効果は大きいといえます。

私自身としては、国民生活に密着した仕事を担っているという認識をいつも忘れることなく、これからも地道にイメージアップを図っていきいたいと思っています。

（情報管理部長）

「標準売買契約書の解説

―媒介用―の発刊

不動産取引の標準売買契約書については、紛争の未然防止と取引の円滑化を図るため、かねてから「不動産取引契約書研究委員会（委員長 飯原 一乗 弁護士）」において研究を重ねてきたところであり、一昨年とりあえず「土地」の部分に限って、その成果を公表いたしました。このほど、残りの「土地・建物」、「借地権付建物」、「区分所有建物」についても研究の成果がまとまりましたので、これも機会に、四部門すべてについての解説書を発刊いたしました。

逐条的に条文の意義、想定される問題点について、関係者の意見をきいて、詳しく解説したものです。

一般実務に参考になるところが大きいと思いますので、ぜひご利用下さいませようお願いします。